

平成 28 年 3 月 24 日

環 境 大 臣

丸 川 珠 代 殿

東 京 都 知 事

舛 添 要 一

土壌汚染対策制度の見直しに向けた東京都の意見

平成 22 年 4 月の土壌汚染対策法（以下「法」という。）の改正から、大規模な土地の形質変更に伴う届出制度が追加された。

これにより、東京都では、数多くの届出を受理する中で、土壌汚染対策の徹底を図ることに苦慮する事例が見受けられる一方、届出者からは手続きの合理化を求める声がある。

上記のとおり、前回法改正から 5 年が経過し、国においては土壌汚染対策制度の見直しに向けて検討が開始されたことを受けて、現場を持つ都としても、事業者が実施する調査や対策の状況を分析し、改善点について検討してきた。検討結果を踏まえ、環境リスクに応じた合理的な土壌汚染対策とするための改善策と、確実に土壌汚染対策を実施するための規定の明確化という 2 つの視点から、制度の見直しについて別紙のとおり提案する。

提案項目	
注) 土壌汚染対策法は、以下「法」とする。	
I 環境リスクに応じた合理的な土壌汚染対策とするための改善策	
1 処理土量の減量化	
	(1) 深度方向の汚染状況を考慮した土壌の搬出
	(2) 汚染土壌の敷地内移動の手続きの合理化
	(3) 自然由来又は埋立由来基準不適合土壌の有効利用
2 調査の合理化	
	(1) 地下浸透防止構造を設置した施設における調査適用除外規定の明確化
	(2) 水面埋立地特例調査の改正
3 施工方法及び関連する手続きの見直し	
	(1) 地下水への汚染拡散防止のための施工方法の見直し
	(2) 法第 12 条届出の除外規定となる軽易な行為に、指定調査機関が行うボーリング調査を追加
	(3) 法第 16 条の軽微な変更に伴う手続きの合理化
	(4) 廃棄物処分場を法 4 条の適用除外とすることの明確化
II 確実に土壌汚染対策を実施するための規定の明確化	
1 要措置区域の指定要件の明確化	
	(1) 飲用井戸の定義の明確化、飲用井戸の所在を把握する仕組みの構築
	(2) 汚染物質推定到達距離の適正化
2 土壌汚染を的確に把握するための規定の明確化	
	(1) 土地所有者の不測の事態における、調査・対策義務の継承や責任分担の明確化
	(2) 土地の所有者等による地歴調査の義務化
	(3) 有害物質使用特定施設の設置者に土壌汚染状況調査報告への協力義務を追加
	(4) 指定調査機関の技術力向上に向けた制度の強化
	(5) 土壌分析における公定法の見直し
3 確実な措置実施のための手続きの明確化	
	(1) 指示措置に対する実施計画の提出の義務化
	(2) 措置完了報告書の提出義務化・必要な要件の明確化

I 環境リスクに応じた合理的な土壌汚染対策とするための改善策

1 処理土量の減量化

(1) 深度方向の汚染状況を考慮した土壌の搬出

(指定区域外搬出時に汚染土壌となる基準適合層の扱いの変更)

【提案】 認定調査の負担の軽減

① ボーリングによる深度方向調査により基準適合深度が確定しており、分別管理されている^{*1}等、認定時地歴調査^{*2}により、基準適合と認められる深度(範囲)の土壌は認定土壌とする^{*3}。

※1 区域内の土壌は、汚染が混ざらないように分別管理を奨励し、汚染が拡散しない分別管理方法の基準をガイドラインで示す。

※2 認定時地歴調査で、台帳の記載事項、汚染状況の変化等を調査する。

※3 深度方向調査結果と認定時地歴調査の届出で認定できるようにする。

② 認定調査における調査対象項目は、「区域指定項目等^{*4}」とする。

※4 認定時地歴調査により、区域指定後、汚染状況の変化が想定される場合には、変化が想定される項目も対象とする。

③ 「認定調査基準」と社団法人土壌環境センター第一号技術標準「埋め戻し土壌の品質管理指針について」による「埋め戻し土壌の品質管理基準」を統合する。

④ 自然由来特例区域における認定調査は、30m 格子による調査を可能とする等の特例調査を設定する。

【付帯意見】

○ 区域指定の考え方が面的な評価であり、深度方向の概念がないことが、基準適合深度の土壌を汚染土壌処理施設へ搬出することの原因になっている。義務付けるかどうかは別にして、深さ方向の情報を持つておくことは重要である。

【課題・現状】

○ 指定区域から搬出される土壌は、実質的に、基準適合である土壌についても、汚染土壌処理施設に搬出されるため、処理土量が増加する一方であり、処理に伴うエネルギー等の環境負荷がかかる。

○ 認定調査の際に、土壌汚染状況調査時に基準適合が確認されている項目まで測定することになり、施工の負担になる。

○ 上記埋め戻し土壌の品質管理指針により、品質管理された土壌を埋め戻した場合も、区域外搬出する際に、再び汚染土壌の扱いとなり、認定調査時には、品質管理で明らかに汚染の可能性がないとした項目まで測定する必要があり、施工の負担になる。

【関連する条文】

○施行規則第 60 条第 2 項

(搬出しようとする土壤に係る環境省令で定める基準に適合する旨の認定)

(2) 汚染土壤の敷地内移動の手続きの合理化

【提案】

- ① 同一敷地内又は同一調査対象地内においては、指定区域の境界線を越えた汚染土壤の移動を可能とする。
- ② 上記汚染土壤の移動の際は、土地の形質の変更届出書（法第 12 条）に、拡散防止対策及び汚染状況の変化等を明記する。

【課題・現状】

- 搬出の規制は、敷地の境界ではなく、区域（単位区画）の境界を超えると適用される[※]ため、区域（単位区画）外に持ち出した汚染土壤は、同一敷地内又は同一調査対象地内であっても、他の場所へ移動できず、処理施設へ搬出しなければならない。
- ※ただし、隣接する土地への一時保管は認められている。

- 現行制度では、敷地を細分化した単位区画を基本単位として、指定・解除の公示及び搬出の規制がなされているため、運搬経路の区域の指定・公示がされるまでの期間、土壤の移動が行えずに工事が滞る状況が生じる等、汚染地における工事の遅延・事務手続きの煩雑さが助長されている。

【関連する条文】

○法第 18 条（汚染土壤の処理の委託）

○「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」、平成 23 年 7 月 8 日環境省水・大気環境局長通知、第 5. 1. (2)

(3) 自然由来又は埋立由来基準不適合土壌の有効利用

【提案】

① 自然由来基準不適合土壌

ア. 自然由来基準不適合土壌により盛土や埋め立てを行った土地で、一様に同様の汚染が広がっている場合は、自然由来特例区域の対象とする。

イ. 自然由来特例区域間（同一地層、かつ同様の汚染状態の土壌に限る）の移動を可能とする。

ウ. 公共事業等の管理下での活用を可能とする。

② 埋立由来基準不適合土壌

ア. 昭和 52 年以前の水面埋め立てであっても、専ら埋立材による汚染である場合は、埋立地特例区域の対象とする。

イ. 埋立地特例区域間（同一港湾内、かつ同様の汚染状態の土壌に限る）の移動を可能とする。

ウ. 「浚渫土砂等の海洋投入及び有効利用に関する技術指針（改訂案）、平成 25 年 7 月、国土交通省港湾局」を満たす埋立地特例区域の土壌※について、海面埋立材への使用等の公共事業等の管理下での活用を可能とする。

※ 陸上の公共事業からの建設発生土のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で規定された建設汚泥に該当せず、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律で規定する水底土砂基準と同等の水準を満たす土砂

③ 【将来的な規制】

自然由来特例区域及び埋立地特例区域では、当該基準超過土壌を外部搬出する場合、搬出者による管理票の保管等を義務付け、法第 16 条の届出が不要となるような、行政による管理票を確認する仕組みを構築する。

【付帯意見】

○ 上記①ーア（自然由来基準不適合土壌を盛土した場合）は、都条例では、このような場合も自然由来として扱っている。

○ 上記①ーイ（自然由来特例区域間の移動）及び②ーイ（埋立地特例区域間の移動）では、汚染土壌処理業の許可を取らない営利目的の土壌受け入れ先ができることが懸念されるため、それらを規制・監視することを併せて検討する必要がある。

○ 土壌の搬出先は、法第 16 条の届出先（搬出元の自治体）の管轄外となることがあり、このような土壌の管理を考える必要がある。

【課題・現状】

- 上記国土交通省の技術指針では海面埋立材へ有効利用できる土壌であっても、土壌汚染対策法により、汚染土壌処理施設へ搬出しなければならない。
また、水底土砂基準に適合する土砂で埋め立てた結果、土壌環境基準に不適合になる地域が発生する。
- 自然由来基準不適合土壌は、高濃度の基準超過にはならず、また、人の活動に伴う汚染を対象とする公害とは言えないことから、人為由来の汚染土壌と一律に扱っていると不公平感が生ずる。

【関連する条文】

- 法第 11 条（形質変更時要届出区域の指定）
- 法第 18 条（汚染土壌の処理の委託）

2 調査の合理化

(1) 地下浸透防止構造を設置した施設における調査適用除外規定の明確化

【提案】

規則第 1 条（法第 3 条調査）の調査対象及び規則第 26 条（法第 4 条第 2 項調査命令）「環境大臣が定めるものが講じられている施設を除く」について、「平成 24 年の水質汚濁防止法（以下、「水濁法」とする。）改正施行後に、新設された施設（ただし、管理状況により、汚染のおそれの生じた施設を除く）」を規定する。

【付帯意見】

- 平成 24 年の水濁法改正施行後の新設施設であっても、管理状況により、汚染のおそれの生じた施設は調査対象とする。
- 平成 24 年の水濁法改正前の有害物質使用特定施設があり、未調査である場合は調査対象とする。

【課題・現状】

- 法第 4 条第 2 項に基づく調査命令は、「環境大臣が定めるものが講じられている施設を除く」ことになっている。
しかし、具体的な規定がないため、平成 24 年の水濁法改正後に設置される地下浸透防止の構造基準に適合した施設にも、通常の土壌汚染状況調査が必要であり、事業者の過大な負担となる。
- 法第 3 条調査対象施設（有害物質使用特定施設）についても、上記地下浸透防止措置がされた施設への土壌調査の除外規定がない。

【関連する条文】

○規則第1条

(使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査)

○規則第26条(特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準)

(2) 水面埋立地特例調査の改正

【提案】

- ① 第二種・第三種特定有害物質調査は、一帯で埋め立てられている地歴を踏まえ、第一種特定有害物質調査と同様、900m²単位(30m格子)ごとに1地点ボーリングによる評価を可能とする。
- ② 試料採取深度を一律に深さ10mまでとせず、埋立深度が10mより浅い場合は、埋立深度までとするなど、地歴を踏まえて設定する。
- ③ 調査理由が自然由来汚染土で盛土された地歴のみの場合は、自然由来特例調査を可能とする。

【課題・現状】

- 水面埋立地特例調査では、地歴によらず、スクリーニングの時点から深さ10mまでボーリング調査を行わなければならない。特に、第二種・第三種特定有害物質は、30m格子内で深さ10mまで同じ深さの試料を5地点混合を行う試料採取方法であり、施工の負担となっている。

【関連する条文】

- 施行規則第10条の3(公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地における土壌汚染状況調査に係る特例)

3 施工方法及び関連する手続きの見直し

- (1) 地下水への汚染拡散防止のための施工方法の見直し
(飲用井戸が無い場合、地下水への配慮を合理化)

【提案】

- ① 形質変更時要届出区域(一般管理区域)
平成23年環境省告示(以下、告示)第54号又はこれと同等程度の基準に従い、施工が行えることを明確化する。
- ② 形質変更時要届出区域(埋立地管理区域)
土壌の汚染状態が、専ら埋立材に由来する場合、帯水層への配慮に関する基準を適用除外とする。

【付帯意見】

- 土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（平成24年8月、環境省水・大気環境局土壤環境課）の中で、一般管理区域の施工方法が、告示第53号に基づくよう書いてあることが過剰である。
- 一般管理区域と要措置区域と同じ扱いになっていることが妥当なのか検討すべきである。

【課題・現状】

○形質変更時要届出区域（一般管理区域）

地下水経由の健康リスクが生じるおそれがない形質変更時要届出区域においても、告示第53号（地下水への汚染拡散防止対策を必要とする厳格な基準）及び第54号（緩和基準）以外の具体的な施工方法が、現実的にはほとんどなく、ガイドラインでは、告示第53号で行うことが必要な旨の記載となっているため、一般管理区域の多くが、要措置区域と同じ告示第53号に則った方法を採用している。

○形質変更時要届出区域（埋立地管理区域）

将来的にも地下水の利用が見込まれない土地（工業専用地域）において、土壤の汚染状態によらず、一律に帯水層への配慮の基準を設けており、施工の負担となっている。

【関連する条文】

- 規則第53条（土地の形質の変更の施行方法に関する基準）

- (2) 法第12条届出の除外規定となる軽易な行為に、指定調査機関が行うボーリング調査を追加

【提案】

- 法第12条届出の除外規定（軽易な行為）に、指定調査機関が行う詳細調査（深度方向調査）及び認定調査に伴うボーリング調査を追加し、法第12条の届出の適用除外とする。

【付帯意見】

- 指定調査機関が、「土壤汚染対策法に基づく指定調査機関の情報開示・業務品質管理に関するガイドライン（平成23年、環境省）」等の国が示す方法により、確実にボーリング調査が行われることを指定調査機関制度において担保する。

【課題・現状】

- 形質変更時要届出区域の指定後に、土壌の詳細調査や認定調査で行われるボーリングは、軽微な形質変更であり、面積はわずかだが、深さ 3m 以上で土壌採取する場合は、規則第 50 条に該当しないため、法第 12 条の対象となり、届け出てから 14 日間を経ないと施工できない。
- 土壌汚染状況調査実施時に、指定調査機関が行うボーリングは、事前の届出は不要である。また、上記ガイドライン（編末資料その 3 「ボーリング調査時の汚染拡散防止等」）により汚染拡散の防止方法等、実施方法が定められている。

【関連する条文】

- 規則第 50 条（形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為）

(3) 法第 16 条の軽微な変更に伴う手続きの合理化

【提案】

- 法第 16 条に、14 日前ではなく、変更前までの届出でよい「軽易な変更行為」の規定を設ける。
- 「軽易な変更行為」は、規則第 62 条第 3 項(完了予定日の延長)及び第 4 項（自動車等の追加及び使用者の連絡先等の変更）とする。

【課題・現状】

- 法第 16 条届出書の提出後に、期間延長、車両や船舶の追加・変更を行う等、軽微な変更であっても、変更の 14 日前までに届出が必要であり、施工期間に影響する。

【関連する条文】

- 法第 16 条第 1 項（汚染土壌の搬出時の届出及び計画変更命令）
- 規則第 62 条

(4) 廃棄物処分場を法第 4 条の適用除外とすることの明確化

【提案】

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃棄物処理法）に基づき、現に廃棄物の埋立を行っている処分場の存する土地については、土壌汚染対策法を適用除外とする。

【課題・現状】

- 廃棄物処理法に基づく埋立処分場は、廃棄物処理法の規制※により、形質の変更を行う際の汚染の拡散防止が担保されているが、このような土地で形質の変更を行う場合でも、土壤汚染対策法の届出が必要になっている。

- ※・掘削等に伴い、処分場の構造物に変更を加える場合 ⇒変更許可
- ・掘削したものを場外搬出する場合 ⇒廃棄物処理法の基準に従った運搬・処理

【関連する条文】

- 施行規則第 25 条 （土地の形質の変更の届出を要しない行為）

Ⅱ 確実に土壌汚染対策を実施するための規定の明確化

1 要措置区域の指定要件の明確化

(1) 飲用井戸の定義の明確化、飲用井戸の所在を把握する仕組みの構築

【提案】

① 飲用井戸の所在を把握する仕組みを構築する。

【例】 飲用井戸の届出制度を構築する。

② 「要措置区域の指定要件となる飲用井戸」の定義を明確化する。

【例】 飲用となる用途の範囲やその利用頻度等

【付帯意見】

- 地下水を含めた水の利用状況の把握については、水循環基本法の中でも、重要であると認識されている。
- 防災井戸の使用期間は数年程度が想定されるため、極端に高濃度でない限り、リスクに応じた措置を検討すべきである。

【課題・現状】

- 飲用井戸の有無が要措置区域指定の要件となっているため適切な把握が必要であるが、飲用井戸（主に個人所有）の所在を把握する現実的な仕組みがなく、また、「要措置区域の指定要件となる」飲用井戸の定義が不明確であるため、自治体による把握に限界がある。

【関連する条文】

- 「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について」、平成 23 年 7 月 8 日環境省水・大気環境局長通知、第 4. 1. (3) ①

(2) 汚染物質推定到達距離の適正化

【提案】

① 地下水経由の汚染物質の到達距離を推定する手法を示す。

〔調査（地質、地下水位等）・モニタリング・シミュレーション方法等〕

② 技術力を有する指定調査機関が、上記手法により調査・モニタリング・シミュレーション等を実施し、地下水経由の汚染物質到達距離を推定した場合は、自治体の判断により利用可能であることを明確化する。

【付帯意見】

- 適切な調査・モニタリングのもとで地下水の到達について議論すべきであり、シミュレーション等による推定を認めることは非常に重要である。
ただし、手法については、解析側の自由度を奪わない程度の、必要最低限の方法等について示すべきである。
- シミュレーションはさらなる調査費用がかかるため、義務化ではなく、選択できることがよい。

【課題・現状】

- 平野部において、汚染地からの地下水を経由した汚染物質の水平到達距離を物質ごとの一般値のみで判断[※]すると、汚染地付近の地層状況等が十分に考慮されていないため、「健康影響のおそれ（未然防止）」の過大評価となることが多く、適切な環境リスクの評価が不十分となる。

※自治体において、現場状況（透水係数、導水勾配等）を考慮して別途設定することが適当であるとされているが、設定するための手法が不明確である。

【関連する条文】

- 「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」、平成 23 年 7 月 8 日環境省水・大気環境局長通知、第 3. 3. (2) ①ア. (ロ)

2 土壤汚染を的確に把握するための規定の強化

(1) 土地所有者の不測の事態における、調査や対策義務の継承や責任分担の明確化

【提案】

- **土地所有者死亡の場合は相続人、競売の場合は落札者、転売の場合は土地購入者が、調査や対策の義務者となる等、義務の継承や責任分担を、法第 3 条や通知等に明文化する。**

【課題・現状】

- 法第 3 条調査義務者の不測の事態（死亡、自己破産等）による未調査の土地で、相続人や競売落札者等から調査の合意が得られない場合があり、調査の合意が得られるまで、汚染のおそれのある土壤が放置される場合がある。
- 土壤汚染対策法に関する Q&A（環境省、平成 25 年 3 月 21 日作成）には、土地の所有者が亡くなっていた場合は、相続人に法第 3 条の通知を行うこととしているが、競売等のケースについての記載がない。

【関連する条文】

○法第3条第1項

(使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査)

○参考 東京都環境確保条例(第116条第4項)

前3項の規定にかかわらず、有害物質取扱事業者が土壤汚染の調査又は汚染の拡散防止の措置を行わずに第1項の廃止又は除却に係る土地の譲渡(借地の場合にあっては当該土地の返還をいう。以下同じ。)をしたときは、譲渡を受けた者が土壤汚染の調査又は汚染の拡散防止の措置を講じなければならない。

(2) 土地の所有者等による地歴調査の義務化

【提案】

①指定調査機関による地歴資料の入手・把握を、「土地の形質の変更届」と一体として報告することを規定する。

②上記①の地歴調査により、汚染のおそれがある場合は、土壤汚染状況調査を土地の所有者等の義務であることを規定する。

③都道府県知事が、上記①の地歴調査の審査で、疑義や不足等がある場合に、調査命令を発出する規定とする。

【付帯意見】

○虚偽の報告が出てきた場合の罰則についても、検討が必要である。

【課題・現状】

- 都道府県知事が、対象地の土地利用履歴を調査し、土壤汚染のおそれの有無を判断するが、行政が保有する公的資料のみでは、判断が困難である。
- 正しく「土壤汚染のおそれの該当性判断」をするためには、公的資料に加えて、私的資料等が必要となる。
- 条例等で調査命令前に地歴調査の報告を求めている自治体が多数ある。
- 法第4条第2項に基づく都道府県知事の調査命令により、土壤汚染状況調査を行う場合、弁明の機会の付与等の煩雑な手続きが必要である。

【関連する条文】

○法第4条第2項(土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査)

○施行規則第23条(土地の形質の変更の届出)

(3) 有害物質使用特定施設の設置者に土壤汚染状況調査報告への協力義務を追加

【提案】

- ① 土壤汚染状況調査の実施者は、一義的には土地の所有者等であるが、有害物質使用特定施設の事業者にも協力義務を課するという規定を設ける。

＜協力義務の例＞ 有害物質の使用状況などの情報を土地の所有者へ提供

- ② 調査費用も助成金制度の対象とする。

【課題・現状】

- 法第3条では、土地所有者に土壤汚染状況調査結果の報告を義務付けているが、有害物質使用特定施設の設置者は、義務が課されない。
一方、事業場由来の汚染のおそれに基づく調査報告は、社会通念上、事業者が行うべきとの認識があり、土地の所有者等に義務を履行するよう行政が指導をしても、調査が実施されない事案が発生している。
- 調査義務の対象が土地の所有者のみでは、事業場での有害物質の使用状況が十分に把握できず、その結果、汚染のおそれ不明となり、土地の所有者が、適切な調査を実施できない状況が生じている。

【関連する条文】

- 法第3条（使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査）
- 法第8条（汚染の除去等の措置に要した費用の請求）

(4) 指定調査機関の技術力向上に向けた制度の強化

【提案】

- ①指定調査機関が土壤汚染状況調査を行った際、共通の法定様式により報告する。
- ②土壤汚染状況調査報告書に添付する調査結果（上記法定様式等）について、指定調査機関が技術管理者の監督のもと作成することを規定する。
- ③指定調査機関や技術管理者が作成・監督する範囲での不正やずさんな報告があった場合について、指導・監督を強化する。
- ④複数の指定調査機関が土壤汚染状況調査を行った際は、幹事となる指定調査機関を決めて、全体のとりまとめを行う。

【付帯意見】

- 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関の情報開示・業務品質管理に関するガイドライン（平成23年9月、環境省 水・大気環境局 土壤環境課）の見直しにより、改善できる内容もある。
- 何度も問題を起こす指定調査機関については、指導を実施し、従わない場合は、指定を取り消すべきである。

【課題・現状】

- 技術管理者の職務（法第 34 条）や指定調査機関の改善命令（法第 36 条）の対象は、「土壌汚染状況調査」であり、土壌汚染状況調査結果報告書の作成が含まれることが明確化されていない。
- 土壌汚染状況調査結果報告書について、同じデータや記載事項が重複して示され、要領を得ない報告書が多い。また、調査結果の転記ミスなどが多数見られる状況であり、提出前に確実なチェックが行われるようにすることが課題である。
- 報告書の中で、調査方法や精度に係る資料は指定調査機関による作成・確認が必須であり、責任範囲の明確化が必要。
- 複数の指定調査機関が実施した結果が、一つの報告書の中でバラバラに報告される状況もある。

【関連する条文】

- 法第 3 条（使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査）
- 法第 34 条（技術管理者の職務）
- 法第 36 条（土壌汚染状況調査等の義務）
- 法第 39 条（適合命令）
- 法第 42 条（指定の取消し）
- 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関の情報開示・業務品質管理に関するガイドライン（改訂版）、平成23年9月 環境省 水・大気環境局 土壌環境課

(5) 土壌分析における公定法の見直し

【提案】

- 土壌汚染対策法に基づく環境省告示に定める測定方法について、国際的な手法を考慮しつつ、詳細な規定を設ける。

【課題・現状】

溶出量試験では、前処理工程で詳細が定まっていない部分があり、測定者によって異なる方法が用いられている。

【関連する条文】

- 平成 15 年 3 月 6 日環境省告示第 18 号「土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件」
- 平成 15 年 3 月 6 日環境省告示第 19 号「土壌含有量調査に係る測定方法を定める件」
- 平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号「土壌の汚染に係る環境基準について」

3 確実な措置実施のための手続きの明確化

(1) 指示措置に対する実施計画の提出の義務化

【提案】

○要措置区域の指示措置に対する実施計画の提出を規定する。

【課題・現状】

○ 要措置区域の指示措置に対して、指示措置のみを行う場合、事前に措置内容等の実施計画を届け出る規定がないため、事前に施工内容の確認・指導ができない*。

*都では、運用により、法第12条と同様の様式で届出を受理している。

○ 汚染の拡散のない施工等、事前に指導ができないため、誤った施工方法により、汚染が拡散する可能性がある。

【関連する条文】

○法第7条（汚染の除去等の措置）

(2) 措置完了報告書の提出義務化*・必要な要件の明確化

※要措置区域の措置後及び区域の指定解除申請時の報告義務

【提案】

要措置区域の措置後及び区域の指定解除申請に必要な事項として、以下①～④を規定する。

- ① 詳細調査（深度方向調査）は、指定調査機関が行うこと。
- ② 要措置区域における措置実施後は、措置完了報告書を提出すること。
- ③ 要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定解除申請時は、措置完了報告書の提出が必要であること。
- ④ 措置完了報告書に必要な提出資料

【付帯意見】

○ 適切な措置や対策が行われるよう、技術管理者による確認等も必要である。

【課題・現状】

- 対策深度を確定するためには、詳細調査（深度方向調査）が必要であるが、指定調査機関が詳細調査を行う規定がない。
- 措置完了報告書の提出に関する規定がないため、適切な措置が行われたか、状況が確認できない。特に、要措置区域は、措置内容の確認をすべきである。
- 措置完了報告書の提出内容が不明確であるため、提出時に、施工状況写真の撮り忘れ等により、施工内容が確認できないトラブルが生じる。

【関連する条文】

- 法第4条第2項（土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査）
- 法第7条（汚染の除去等の措置）
- 法第33条（技術管理者の設置）
- 法第34条（技術管理者の職務）